

令和 7 年 1 1 月 1 6 日 執 行
い な べ 市 議 会 議 員 選 挙

候補者・運動員の手引

いなべ市選挙管理委員会

はじめに

この小冊子は、令和7年11月16日執行予定のいなべ市議会議員選挙の候補者及びその運動員の方々が、知っておかなければならない選挙に関する手続を中心に、選挙運動その他のあらましについて記述したものです。

選挙に関する複雑な事柄をこの小冊子にまとめることは不可能なことであり、記述したものはその基本事項に過ぎません。記載されていない事柄も多々ありますので、ご承知おきください。不明な点があれば、選挙管理委員会にお尋ねください。

なお、この小冊子では、法令等の用語について次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

法　：公職選挙法（昭和25年法律第100号）

[官公署等連絡先]

○いなべ市選挙管理委員会事務局　TEL. 0594-86-7745

〒511-0498　いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

○いなべ警察署　TEL. 0594-84-0110

〒511-0206　いなべ市員弁町宇野 320 番地 1

○日本郵便株式会社東員支店　TEL. 0570-943-838

〒511-0299　員弁郡東員町大木下仮宿 2212 番地

○津地方法務局桑名支局　TEL. 0594-32-5361

〒511-0912　桑名市星見ヶ丘 1 丁目 101 番地 2

目次

第1	選挙日程	1
第2	立候補の届出	2
1	候補者となるための資格要件	2
2	立候補の届出日時と受付順序	2
3	立候補届出書類	3
4	立候補届出と同時にするその他届出書類等	3
5	立候補届出書類の事前審査	4
6	立候補の辞退	4
7	選挙立会人の届出	4
8	選挙に関する諸届出等の時間	4
9	立候補届出時に交付される物品等と使用方法	5
第3	選挙運動	6
1	選挙運動の基本	6
2	選挙事務所	7
3	文書図画による選挙運動	7
	選挙運動用ポスター	7
	選挙運動用通常葉書	8
	選挙運動用ビラ	8
	ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス）	8
	電子メール	9
	新聞広告	9
	選挙公報	9～10
4	言論による選挙運動	11
	個人演説会	11
	街頭演説	12
5	その他の選挙運動	12
	選挙運動用自動車（船舶）	12～13
	拡声機	13
6	その他の行為の制限	14～15
第4	選挙終了後について	16
1	当選の通知	16
2	当選人の失格	16
3	挨拶行為の制限	16
4	供託物の取り扱い	16
5	選挙運動費用収支報告書の提出	16
6	表示物等の返却又は処分	16

第1 選挙日程

種別・場所	期日・期間・期限
立候補届出書類 事前審査 【いなべ市役所 2階 庁議室】	令和 7年10月24日(金) ※事前予約制となります。
1 選挙期日の告示	令和 7年11月 9日(日)
2 立候補届出 【いなべ市役所 2階 庁議室】	令和 7年11月 9日(日) 午前8時30分から午後5時まで
3 投票記載所の氏名等掲示掲載順序のくじ 【いなべ市役所 1階 会議室3】	令和 7年11月 9日(日) 午後5時30分から
4 選挙公報掲載順序のくじ 【いなべ市役所 1階 会議室3】	令和 7年11月 9日(日) 午後5時45分から
5 選挙立会人の届出期限	令和 7年11月13日(木) 午後5時まで
6 選挙立会人選任のくじ 【いなべ市役所 1階 会議室3】	令和 7年11月13日(木) 午後5時30分から
7 選挙運動最終日	令和 7年11月15日(土)
8 投票日(選挙期日)	令和 7年11月16日(日) 午前7時から午後8時まで
9 開票(選挙会) 【いなべ市役所 シビックコア棟 2階】	令和 7年11月16日(日) 午後9時30分から ※開票速報をいなべ市HPに掲載します。(午後10時30分から30分間隔)
10 当選証書付与式 【いなべ市役所 2階 庁議室】	令和 7年11月18日(火) 午前10時から
11 選挙運動費用収支報告書提出期限(第1回分)	令和 7年12月 1日(月)
12 供託書の返還等	令和 7年12月 2日(火)以降発送

第2 立候補の届出等

1 候補者となるための資格要件（市区町村の議会の議員の場合）

- ① 日本国民であること
- ② 選挙期日現在、年齢満25年以上であること。
- ③ 当該市区町村の区域内に引続き3か月以上住所を有すること
- ④ 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者でないこと
- ⑤ 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと（一般犯罪による刑の執行猶予中の者を除く。）
- ⑥ 公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あつせん利得罪により刑に処せられその実刑期間とその後10年間を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者でないこと
- ⑦ 選挙犯罪によって拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者でないこと
- ⑧ 選挙犯罪（政治資金規正法違反を含む。）によって被選挙権を停止されている者でないこと

※国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、原則として現職のまま立候補することはできません。一部の公務員等を除いて、立候補届出と同時にその職を失うことになります。

※被選挙権のない者は立候補することができません。また重複立候補はできません。

※投票管理者、開票管理者及び選挙長等は、在職中、その関係区域内で候補者となることはできません。

2 立候補の届出日時と受付順序

立候補の届出は、選挙期日の告示があった日（第1選挙日程 参照）に、選挙長に届ける（郵送禁止）ことになっています。届出受付は、選挙期日の告示があった日の午前8時30分から午後5時まで到着順に行いますが、午前8時30分になるまでに到着した者が2人以上あるときはくじにより届出順位を定めます。（午前8時00分以降、いなべ市役所時間外入口から入り、2階庁議室へお越しください。）

（1）午前8時30分になるまでに立候補届出の受付場所【庁議室】に到着した届出者の受付順序

- ① 立候補の届出の受付場所に到着した順に、予備くじ（くじを引く順序を決めるくじ）を引く。
- ② ①によって引いた予備くじの数字が小さい方から順に、午前8時30分以降、本くじ（立候補届出の受付の順序を決めるくじ）を引く。
- ③ ②によって引いた本くじの数字が小さい方から順に、立候補届出の受付を行う。

（2）午前8時30分を過ぎて立候補届出の受付場所【庁議室】に到着した届出者の受付順序

- ① 午前8時30分までに到着した届出者に続く形で、その到着順序によって受付を行う

（3）持ち物

- ① 事前審査の際、立候補届出書類を封入した封筒（開封せず、受付で提示してください）
- ② 候補者又は推薦届出者の印鑑

3 立候補届出書類

立候補の届出に要する書類は、次のとおりです。

(1) 本人届出

- ①候補者届出書（本人届出）
- ②宣誓書
- ③所属党派証明書（無所属の場合は不要）
- ④通称認定申請書（通称の使用を希望しない場合は不要）
- 供託証明書（供託手続は、津地方法務局桑名支局で取り扱います。）
 - ※供託額は一般市の市長 100 万円、一般市の議員 30 万円
 - ※本人届出の場合、供託者は候補者本人。推薦届出の場合、供託者は推薦届出者
- 戸籍の謄本又は抄本（3 か月以内のもの）

(2) 推薦届出 ※3（1）本人届出書類のうち、①以外は必要

- ⑤候補者届出書（推薦届出）
- ⑥候補者推薦届出承諾書
- ⑦推薦届出者の選挙人名簿登録証明書

4 立候補届出と同時にするその他届出書類等

(1) 本人届出

- ⑧出納責任者選任届
- ⑨選挙事務所設置（異動）届
- ⑩選挙運動事務員等届出書（報酬支給）
- ⑪選挙公報掲載申請書及び原稿用紙
- 選挙運動用ポスター【ポスターを作成する場合のみ】
- 選挙運動用ビラ【ビラを作成する場合のみ】

(2) 推薦届出 ※4（1）本人届出書類も必要

- ⑫推薦届出者代表者証明書（推薦届出者が2人以上の場合のみ必要）
- ⑬出納責任者選任承諾書
- ⑭選挙事務所設置（異動）承諾書

5 立候補届出書類の事前審査

(1) 事前審査の意義

立候補届出の際、届出書類に不備があると届出を受理することができず、計画された選挙運動等に支障をきたすことになります。そこで、届出書類の事前審査を行いますので、必ず受けるようにしてください。(事前審査時に不備があった場合や事前審査を受けなかった場合、必ず届出日までに、事前審査を済ませてください。)

(2) 持ち物

①「3 立候補届出関係書類」

②「4 立候補届出と同時にするその他届出書類等」

③候補者又は推薦届出者の印鑑(訂正の際、必要となる可能性があります。)

※すべての立候補予定者の書類作成を1日で行うため、概ね、候補者1人あたり1時間以内で書類確認及び修正を終え、封筒に封入する必要があります。①②の書類について、すべて記入し、添付書類を用意した上でお越しくください。

6 立候補の辞退

候補者が候補者であることをやめようとするときは、原則、告示日の午前8時30分から午後5時までの間に、選挙長に文書で辞退の届出をしなければなりません。なお、立候補を辞退した場合、又は立候補の辞退とみなされた場合は、供託物が没収されます。

7 選挙立会人の届出

候補者は、当該選挙区の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て1人定め、選挙立会人として選挙長に届け出ることができます。届出の期日は、立候補の届出をした日から、選挙期日の3日前(木曜日)の午後5時までです。届出は、選挙立会人となるべき者の届出書に承諾署名を添えて行ってください。届出のあった立会人が10人を超えるときは、選挙管理委員会がくじで10人を定めます。なお、同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、くじで2人までに制限されます。

8 選挙に関する諸届出等の時間

選挙に関する諸届出等の期間や時間は、法の定めるところにより厳守しなければなりません。選挙管理委員会又は選挙長に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にすることになっていますのでご注意ください。(法第270条、法第270条の3)

9 立候補届出時に交付される物品等と使用方法

候補者に交付される表示物、証明書類は、次のとおりです。

品名	数量	使用方法
選挙運動用自動車（船舶）表示物	1 枚	自動車の前面又は船舶操舵室の前面に常時掲示
選挙運動用拡声機表示物	1 枚	拡声機送話口の下部に常時掲示
街頭演説用標旗	1 流	街頭演説の場合掲示
自動車、船舶乗車（船）用腕章	4 本	候補者、運転手 1 名及び船員以外の者が乗車（船）中に着用（この腕章を着用して街頭演説をすることもできる。）
街頭演説用腕章	11 本	街頭演説に従事する者が着用
候補者用通常葉書使用証明書	1 枚	選挙運動用通常葉書の買い受け、又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合に日本郵便株式会社の営業所に提出する ※一般市の市長 8,000 枚、一般市の議員 2,000 枚
選挙運動用通常葉書差出票	10 枚	選挙運動用葉書を日本郵便株式会社の営業所に差し出すときに添付する。（1 枚の差出票で 200 通差し出せる。）
選挙運動用ビラ証紙交付票	1 枚	その選挙の事務を管理する選挙管理委員会に提出、証紙の交付を受ける。 ※一般市の市長 16,000 枚、一般市の議員 4,000 枚
新聞広告掲載証明書	2 枚	希望する新聞社に提出、有料で広告を掲載できる。（掲載は記事下に限られ、大きさは横 9.6 cm、縦 2 段組以内で、色刷りは認められない。）
選挙運動に関する支出金額の制限額	1 枚	支出金額の制限額は、選挙時登録日現在における選挙人名簿登録者数により算定されるので、これを候補者に周知するもの。
通称使用認定書	1 枚	認定書は、通称認定申請をした候補者について、選挙長が通称の使用を認定した場合に交付する。立候補の届出の告示、選挙公報及び投票記載所等の氏名等の掲示等に、戸籍簿に記載された氏名（本名）に代えて通称が記載される。

第3 選挙運動

1 選挙運動の基本

(1) 選挙運動とは

選挙運動については、法律上明確な規定はありませんが、従来の判例、学説等から「特定の選挙につき、特定の候補者を当選させる目的をもって、投票を得又は得させるために、直接又は間接に選挙人に働きかける一切の行為をいう。」とされています。

①特定の選挙

「〇年〇月〇日に執行される〇〇選挙」というように、その執行が確定している選挙や告示されている選挙だけに限定されるものではなく、「次の任期満了による選挙」といったようなものでも選挙が特定しているといえることができます。

②特定の候補者

立候補した者のみをいうのではなく、将来、立候補しようとする者を含むもので、〇〇党の候補者等というような場合も含まれます。

(2) 選挙運動期間、事前運動の禁止、準備行為

選挙運動は、選挙期日の告示日に立候補の届出が受理されてから、投票日の前日まですることができ、それ以前の選挙運動は、すべて事前運動として禁止されています。

「立候補の準備行為」や「選挙運動のための準備行為」は許されていますが、投票を得る目的をもって準備行為の範囲を逸脱した場合は、事前運動と判断されることになります。

①立候補準備行為

後援会（後援団体）の結成等

②選挙運動のための準備行為

政党等の公認を求めること、選挙運動資金の調達、選挙運動の方法の協議、選挙事務所の借入れの内交渉、出納責任者や選挙運動員などの内交渉、演説会場の借入れの内交渉、各種届出書の記入、選挙運動用ポスターの作成、選挙公報の原稿作成、自動車の借入れの内交渉等

(3) 選挙運動をできない人

①選挙事務関係者（法 135 条）

②特定の公務員（法 136 条）

③国家公務員法により禁止されている者

④地方公務員法により禁止されている者

⑤地方教育公務員

⑥満 18 歳未満の者

⑦選挙犯罪者等

2 選挙事務所

選挙事務所	
形態	特定の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う場所
設置数	1 箇所
設置場所	特に制限はないが、投票日当日は、投票所を設けた場所の入り口から直線 300m 以内の区域には設置できないため、閉鎖するか、300m より外の区域に移動させること。
届出	設置(異動)後、ただちに文書で選挙管理委員会へ届け出ること。
移動	1 日に 1 回に限り移動することができる。
その他	選挙事務所を表示するために、ポスター、立札及び看板の類(縦 350cm×横 100cm 以内、数は通じて 3 以内)やちょうちんの類(高さ 85cm×直径 45cm 以内、数は 1 個)を掲示することができる。

3 文書図画による選挙運動

文書図画による選挙運動の方法は、頒布と掲示とに分けられます。

頒布できる文書図画は「選挙運動用葉書」と「選挙運動用ビラ」に限られます。(例外として、新聞広告、選挙公報、ウェブサイト等、電子メールがある。)

掲示できる文書図画は、「選挙事務所で掲示できる文書図画」、「自動車・船舶に掲示できる文書図画」、「候補者が使用するたすき、腕章及び腕章の類」、「個人演説会場で掲示できる文書図画」、「屋内の演説会場で開催中掲示する映写等の類」、「選挙運動用ポスター」に限られ、この他は一切掲示できません。

選挙運動用ポスター	
規格	長さ 42cm×幅 30cm 以内
記載内容	候補者の氏名を見やすく記載すること。 掲示責任者及び印刷者の住所氏名を記載すること。 「掲示責任者 ○○○○ ■■■■■■、印刷者 ○○○○ ■■■■■■」 他人や他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、品位を損なう内容を記載してはならない。
掲示場所等	選挙管理委員会が設置したポスター掲示場(市内 135 箇所)ごとに 1 枚に限る。
掲示区画	立候補の届出番号と同一の番号が表示されている区画内
掲示期間	立候補の届出後から選挙期日の前日まで。なお、投票日当日においても掲示しておくことができるが、投票日当日には新たに掲示することはできない。

選挙運動用通常葉書	
葉書枚数	一般市の市長 8,000 枚、一般市の議会議員 2,000 枚
郵便局発行葉書の場合	選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を東員郵便局に提示して受領すること。(無料)
私製葉書の場合	選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書を東員郵便局に提示して、私製葉書に選挙郵便物の表示を受けること。(切手の貼付などをしないこと。)
葉書の差出	東員郵便局に、選挙長が交付する選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出す。差出票 1 枚につき 200 枚の葉書を差し出せる。郵便によらず使送によったり選挙人に手渡したり、ポストに投函することはできない。また、投票日当日に選挙人に到達するように差し出すこともできない。
記載内容	特に制限はない。利害誘導その他罰則にふれない限り、候補者の政見の表明や写真を掲載することもできる。但し、「〇〇会社〇〇課御一同様」や「〇〇会社御中」等と記載し、多くの有権者に回覧、掲示等が行われることを予定している場合は、文書の回覧、掲示の禁止にふれる。

選挙運動用ビラ	
種類	2 種類以内
枚数	一般市の市長 16,000 枚、一般市の議会議員 4,000 枚
規格	長さ 29.7cm×幅 21cm (A4 判) 以内
記載内容	特に制限なし。両面印刷可。 表面に、頒布責任者及び印刷者の住所氏名を記載すること。 「頒布責任者 ○○○○ ■■■■■■、印刷者 ○○○○ ■■■■■■」
頒布方法	選挙管理委員会が交付する選挙運動用ビラの証紙をはらなければ頒布できない。(ビラ証紙は、選挙運動用ビラ証紙交付票により、交付される。) 新聞折込み、選挙事務所内、演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られる。

ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス）	
掲載者	特に制限なし。(選挙運動が禁止されている者を除く)
表示義務	電子メールアドレス等（電子メールアドレス、返信用フォームの URL、X のユーザー名、連絡先情報が記載されたウェブサイトアドレス等、直接連絡が取れる情報）を表示すること。
その他	選挙運動は選挙期日の前日までに限られているため、選挙期日当日の更新はできません。但し、ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。 ユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、「電子メール」ではなく、ウェブサイト等に該当します。

電子メール	
送 信 者	候補者のみ（市長選挙においては確認団体も可）
対 象 者	選挙運動用電子メールは、あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の承諾を求め、それに同意した者や政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者に送信できる。 ※受信者が通知した電子メールアドレスに送信すること。 ※送信者には、上記の送信先の同意等について記録保存の義務がある。
表 示 義 務	送信者の電子メールアドレス、選挙運動用電子メールである旨、送信者の氏名・名称等を表示すること。

新聞広告	
回 数	2回
で き る 者	候補者（有料）
手 続	「新聞広告掲載証明書」に原稿を添えて、新聞社に提出して行う。
掲 載 場 所	横 9.6cm×縦 2 段組以内で記事下に掲載。
内 容	特に制限なし。（色刷りはできない。）
そ の 他	広告の掲載された新聞を多量に買い入れて、有権者に配るなど、他の方法によって配ったり、又は掲示をしたりすることはできない。投票日の新聞に掲載することはできない。

選挙公報	
発 行	選挙管理委員会
掲 載 申 請	選挙公報掲載申請書に選挙公報掲載文原稿用紙（写真貼付）を添えて選挙管理委員会に申請する。 （※選挙公報の発行及び配布日程の関係上、事前審査時に、記載いただいた掲載文原稿用紙を預かります。）
記載方法等	掲載文は必ず黒色で記載する。字数は特に制限はない。掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る合計面積は、掲載文を掲載することができる面積のおおむね 2 分の 1 を超えてはならない。
提 出 方 法	①原稿に直接記載して提出 ②印刷した別紙を貼り付け（枠内）して提出 ③電子データにより提出 ※CD 又は DVD に保存し、候補者名を記載した上で、ケースに入れて提出してください。 ※選挙公報掲載文のデータ形式は PDF/X1a（アウトライン化された PDF ファイル）とする。提出データファイルのタイトルは、次の例により、候補者の氏名を入れ、設定すること。（例）「員弁太郎 選挙公報原稿. pdf」 ※候補者の写真のデータ形式については JPEG とする。提出データファイルのタイトルは、候補者の氏名、所属党派及び撮影年月日を入れ、次の例

	により、設定すること。(例)「員弁太郎 選挙公報写真.jpg」 ※選挙公報掲載文と候補者の写真データを原寸大に印刷したものも提出すること。
内 容	写 真 欄 6 か月以内に撮影した無帽、無背景、正面向き上半身が写った鮮明なものを用いてください。また、裏面に候補者の氏名を記載し、のり付けしてください。(文字等は記載不可) 氏 名 欄 候補者届出書に記載された氏名(通称の使用認定を受けた場合は通称)と所属党派を記載する。また、氏名欄には、氏名に付すふりがな、候補者の住所、職業及び年齢を記載することができる。 掲載文欄 候補者の経歴、政見等を記載するものとされ、特に制限はないが、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をすることはできない。 (写真の掲載はできません。)
掲 載 順 序	選挙管理委員会がくじで定める。(立候補の届出順とは異なります。)
配 布 方 法	新聞折り込みにより配布する。(また、市内の公共施設等に備え置く。)
そ の 他	違反した掲載文の申請があったとき、または、文字等が著しく小さいことなどにより、印刷が不鮮明になるおそれがあると認められるときは、訂正を求めることがあります。(訂正の求めに応じない場合は、委員会は、必要な訂正をすることができる。) 無投票の場合は発行を中止する。 告示日の午後5時以降は、印刷作業に着手するため、変更不可。

4 言論による選挙運動

言論による選挙運動で禁止されているのは、戸別訪問、放送施設の利用や候補者以外の者が開催する演説会です。

個人演説会																																											
形態	選挙運動のために候補者自身が聴衆を会場に集めて開催する演説会																																										
開催内容	候補者以外の者も演説することができ、録音装置や映写の類を使用することもできる。																																										
回数	制限なし。																																										
使用施設	公営施設とその他の施設																																										
公営施設	立候補届出以降、開催予定日2日前までに別に定める様式の文書で選挙管理委員会へ申し出る必要があり、他の候補者の申出と競合しておらず、授業、研究、業務等、本来の諸行事に支障がなければ、使用することができる。 公営施設の使用については、候補者1人につき同一施設ごとに1回に限り無料で、使用時間は、1回につき5時間以内。																																										
<table><tr><th>北勢</th><th>員弁</th><th>大安</th><th>藤原</th></tr><tr><td>北勢市民会館</td><td>員弁コミュニティプラザ</td><td>大安公民館</td><td>藤原文化センター</td></tr><tr><td>阿下喜小学校</td><td>員弁東小学校</td><td>笠間小学校</td><td>藤原中学校</td></tr><tr><td>十社小学校</td><td>員弁西小学校</td><td>三里小学校</td><td></td></tr><tr><td>山郷小学校</td><td>員弁中学校</td><td>石樽小学校</td><td></td></tr><tr><td>治田小学校</td><td></td><td>丹生川小学校</td><td></td></tr><tr><td>北勢中学校</td><td></td><td>大安中学校</td><td></td></tr><tr><td>北勢武道場</td><td></td><td>大安海洋センター体育館</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>大安スポーツ公園体育館</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>大安武道場</td><td></td></tr></table>				北勢	員弁	大安	藤原	北勢市民会館	員弁コミュニティプラザ	大安公民館	藤原文化センター	阿下喜小学校	員弁東小学校	笠間小学校	藤原中学校	十社小学校	員弁西小学校	三里小学校		山郷小学校	員弁中学校	石樽小学校		治田小学校		丹生川小学校		北勢中学校		大安中学校		北勢武道場		大安海洋センター体育館				大安スポーツ公園体育館				大安武道場	
北勢	員弁	大安	藤原																																								
北勢市民会館	員弁コミュニティプラザ	大安公民館	藤原文化センター																																								
阿下喜小学校	員弁東小学校	笠間小学校	藤原中学校																																								
十社小学校	員弁西小学校	三里小学校																																									
山郷小学校	員弁中学校	石樽小学校																																									
治田小学校		丹生川小学校																																									
北勢中学校		大安中学校																																									
北勢武道場		大安海洋センター体育館																																									
		大安スポーツ公園体育館																																									
		大安武道場																																									
その他の施設	施設管理者と交渉してその承諾を得ればよく、選挙管理委員会へ申し出る必要はない。(国もしくは地方公共団体が所有し、又は管理する建物や病院もしくは診療所等の施設など特定の建物は使用することはできない。)																																										
開催周知	選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、街頭演説、ウェブサイト等で周知を行う。																																										
文書図画	ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（屋内に限り映写等の類も可）を掲示することができる。 屋内の演説会場内で使用する看板の類には規格の制限はないがちょうちんは1個に限られる。演説会場内でも、選挙運動用ビラ（選挙管理委員会交付の証紙がはってあるもの）以外は頒布できない。 演説会場外で使用する看板の類の規格は、ポスター、立札及び看板の類（縦273cm×横73cm以内、通じて2以内）、ちょうちんの類（高さ85cm×直径45cm以内、演説会場内外を通じて1以内）を掲示することができるが、掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。																																										

街頭演説		
形 態		建物や施設を使わないで、街頭やこれに類似する場所（例えば公園、空地等）で、不特定多数の人に対して行う演説であり、屋内から街頭に向かって行う演説（例えば選挙事務所から道路を通る人々に対して行う演説等）も、含まれる。
標 旗		街頭演説は、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて演説者がその場所にとどまって行う。歩行中又は走行する車上からの演説は禁止されている。
人 員		候補者 1 人につき運動員 15 人以内。運動員は選挙管理委員会が交付する街頭演説用腕章又は乗車(船)用腕章を着用。
演 説		内容制限なし。連呼行為もできる。
時 間		午前 8 時から午後 8 時までに限る。（特に学校、病院等の周辺では静穏保持に努めること。また、長時間にわたり、同一の場所にとどまって行うことのないように努めること。）
文 書 図 画		選挙運動用自動車（船舶）に取付けられているもの以外は掲示できない。選挙運動用ビラ（選挙管理委員会交付の証紙がはってあるもの）のみ頒布できる。
演説の制限		特定建物等での制限又は禁止規定（法第 166 条）に注意を要する。 特定建物等とは、①国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く)、②汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内、③病院、診療所その他の療養施設である。

5 その他の選挙運動

選挙運動用自動車（船舶）		
台 数		1 台（隻）
表 示 板		選挙管理委員会交付のものを前面に掲出する必要がある。
使 用 車 種		(1) 乗車定員 10 人以下の乗用車 屋根、側面又は後面の全部又は一部が開いたままになっているものや屋根の全部又は一部を開け閉めできるものは使用できません。例えば、自動車登録番号標の種別番号が 30 番台、300 番台、50 番台、500 番台、70 番台又は 700 番台の一部の自動車であれば通常は使用できますが、この番号の車でもオープンカーやオープンカーに幌をかぶせた車は使用できません。なお、軽自動車や二輪自動車でも用途が乗用であれば使用できます。 (2) 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車 該当するのは、いわゆるワゴン型、バン型の貨客兼用の自動車で、自動車登録番号標の種別番号が 40 番台や 400 番台(この型の車でも 50 番台や 500

番台で登録されているものは(1)に含まれる。)のもので、乗車定員が4人以上10人以下のものである。なお、屋根、側面又は後面の全部又は一部が開いたままになっているものや屋根の全部又は一部を開け閉めできるものは使用できません。小型かそうでないかは、自動車検査証の記載によって区分されます。

(3) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの
 上部、側面又は後面の全部又は一部が開いたままになっているものは使用できません。使用できるのは、一般にジープと呼ばれている自動車の類であり、(1)や(2)の場合と違って、いわゆるバン型にしたもの、幌付のものであればさしつかえありません。また、サンルーフ付の自動車でも四輪駆動式であれば使用できます。
 ※これらの自動車も走行中に窓以外の部分を開いて使用することはできません。
 ※令和8年1月1日以後に告示される選挙からは、使用できる車種は乗車定員10人以下、車両総重量3.5トン未満の自動車に統一される予定。

乗車人員 自動車の場合は、候補者、運転手1人、運動員4人以内(運動員は選挙管理委員会交付の乗車(船)用腕章を着用)。

車上の運動 走行中は、連呼行為以外の選挙運動はできません。
 停止中は、街頭演説、その他の演説や連呼行為をすることができます。
 連呼行為は午前8時から午後8時までに限られる。また、特定建物等での制限又は禁止規定(法第166条)に注意を要する。
 また、学校や病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏保持に努めること。

文書図画 ポスター、立札及び看板の類(縦273cm×横73cm以内)の数は制限なし。
 ちょうちんの類(高さ85cm×直径45cm以内)の数は1個。記載内容は制限なし。
 取付け方によっては、道路交通法に違反する場合がありますので、取付けにあたっては、所管警察署の指示を受けること。

拡声機	
使用数	1揃い。(1揃いとは、マイク、スピーカー及び増幅装置からなる1組をいう。) 個人演説会の開催中、その会場では、別に1揃いを使うことができる。その場合は、表示物を付ける必要はない。
表示板	選挙管理委員会交付のもの(送話口の下部などに取り付ける)

6 その他の行為の制限

(1) 戸別訪問の禁止

「選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的又は投票を得させない目的で、計画的に連続して戸別に選挙人の居宅を訪問すること」は禁止されています。「訪問」とは、必ずしも居宅内に入ることをさすのではなく、軒先、店先や道端で面接するときも、また相手が不在であっても、あるいは面会を断られたときでも訪問になります。(候補者、運動員だけでなく第三者もできない。)

その他、戸別に演説会等の開催の告知、候補者の氏名や政党の名称を言い歩く行為は、戸別訪問とみなされ禁止されています。

※路上でたまたま出会った知人等に投票を依頼する等の行為を個々面接といい、戸別訪問に類似する行為ではあるが、選挙運動として、法律上特に禁止されていません。但し、戸別訪問との区別が微妙なため、注意が必要です。

※電話による選挙運動は禁止されていません。

(2) 署名運動の禁止

「選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的又は投票を得させない目的で、有権者に対し署名運動をすること」は禁止されています。

(3) 人気投票の公表の禁止

「選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表すること」はできません。

(4) 飲食物の提供の禁止

「選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することができない。」と定められています。

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子とは、せんべい、みかん等、いわゆるお茶うけ程度のものを指すとされています。(酒やサンドイッチ等は菓子ではないから提供できません。)

但し、多量に提供した場合や無制限に提供すると、買収又は利益供与とみられるおそれがあるので、注意が必要です。

※提供した湯茶、菓子の費用は、すべて選挙運動費用に算入する必要があり、果物、菓子折りなどを陣中見舞いとして受けたときは時価に相当する金額を寄附に計上する必要があるため、選挙運動費用の面から間接的に規制されています。

(5) 選挙事務所での弁当の提供（一般市の市長、一般市の議会議員）

弁当は、飲食物の提供の禁止にあたるが、選挙運動の期間中、選挙運動員、選挙運動事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対し、立候補の届出後から投票日の前日までの間、定められた弁当料の限度額以下で、かつ、選挙ごとに次に掲げる食数を超えない範囲内で、選挙事務所において弁当を提供することができます。

①提供期間 告示日から投票日の前日まで

②弁当料 1食につき1,500円以下、1日につき4,500円以下

③弁当の数 1日45食（15人分）以内×7日＝315食以内

※この総数の範囲内であれば、どのように配分してもよい。

※運動員等を飲食店や料理屋等へ連れて行って提供することはできません。

※選挙運動員、選挙運動事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に実費弁償として弁当料を支給するときは、提供した弁当の実費を差し引いて支給してください。（朝昼2食の弁当を提供した場合、夜1食の実費弁償として支給できる弁当料は1,500円以下となります。）

※労務者に弁当を提供した場合は、報酬から差し引く必要があるが、選挙運動事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、弁当を提供した場合でも報酬から差し引く必要はありません。

(6) 氣勢を張る行為の禁止

自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって、選挙運動のために氣勢を張る行為（有権者に対して威勢を見せるような行為）をすることはできません。

(7) 連呼行為の禁止

短時間に一定の短い文言を連続反復することは、原則、禁止されています。但し、例外として、選挙運動自動車の上では、条件付きで認められている他、個人演説会場や街頭演説において、演説が主、連呼が従であれば、認められています。

(8) 回覧行為の禁止

選挙運動のために回覧板その他の文書図画又は看板の類を多数の者に回覧することは禁止されています。

第4 選挙終了後について

1 当選証書

めでたく当選すれば、選挙管理委員会から当選証書が発行されます。
当選証書付与式（第1 選挙日程 参照）を行いますので、お越してください。

2 当選人の失格

被選挙権を失った者は当然であるが、その地方公共団体に対し請負関係のある者も、当選告知を受けた日から5日以内に、選挙管理委員会に請負関係を持たなくなった旨の届出をしないと、当選を失うことになります。

3 挨拶行為の制限

選挙の期日後、有権者に対して、当選又は落選に関し挨拶をする目的で、次の行為をすることはできません。

- (1) 有権者に対し戸別訪問すること。
- (2) 文書図画を頒布し、又は掲示すること。（但し、自筆の信書や有権者からもらった当選の祝辞や落選の見舞いなどに対する返信は、自筆でも印刷でも可能である。また、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画は可能である。）
- (3) 新聞紙、雑誌などを利用した広告。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね、又は隊を組んで往来する等、氣勢をあげること。
- (7) 当選したお礼に当選人の氏名、又は政党、政治団体の名称を言い歩くこと。

※公職の候補者等が、その選挙区内にある者に対して年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類する挨拶状を出すことは、選挙の有無や時期がいつであるかに関係なく、常時禁止されています。（答礼のために行うすべて自筆記載のもののみ例外とされています。）

4 供託物の取り扱い

選挙が終了した時、供託物の没収点以上の得票があれば、供託物は返還されます。但し、得票数がこの没収点に達しない場合には、供託物は没収されます。

供託物の没収点＝有効投票の総数÷定数（18人）×1／10

5 選挙運動費用収支報告書の提出

選挙後、期限までに選挙運動費用収支報告書を提出する必要があります。

6 表示物等の返却又は処分

候補者を辞したとき、選挙が終了したときなど必要がなくなったときは、表示物等を選挙管理委員会に返却するか適切に処分してください。（返却する場合は、収支報告書提出期限までに返却してください。）

参考書籍



令和7年7月改訂版

候補者◆運動員必携 地方選挙早わかり申込書（個人様用）

この度は「地方選挙早わかり」をご用命くださりまして誠にありがとうございます。つきましては、下記の必要事項にご記入の上、本代と送料を合算いたしました金額分の郵便切手とこの申込書を封書にご同封の上、弊社までお送り下さい。到着した封書を確認後、本品を発送いたします。

尚、送付後、一週間を経過しても本品がお手元に届かない場合には、弊社までご連絡ください。

ご連絡先（株式会社日本選挙センター TEL 03-3294-5251）

【宛先】101 - 0051 東京都千代田区神田神保町1 - 34

株式会社 日本選挙センター 地方選挙早わかり係

ご記入日 令和 年 月 日

郵便番号				
住所 ※送付先としますので、建物番号等がございましたらご記入願います。				
フリガナ				
お名前				
電話番号	()			
FAX番号	()			
メールアドレス				
品名	数量	単価	送料	合計
地方選挙早わかり	冊	3,080円 (税込)		

冊数	本代合計(税込)	送料(税込)	合計(税込)
1	3,080	550	3,630
2	6,160	550	6,710
3	9,240	550	9,790
4	12,320	550	12,870
5冊以上		要問合せ	

※送料は4冊までは550円（税込）
5冊以上はお問い合わせください。
海外への発送は行っておりません。

郵便切手内訳	数量(枚)	金額(円)
円切手		
円切手		
円切手		
円切手		
円切手		
円切手		
円切手		
円切手		
円切手		
円切手		
その他		
合計		